

電話口頭記録

部長	技監	[Redacted]	
		担当	
受信年月日	平成24年5月23日 13:30~	発信者	[Redacted]
起案年月日	平成24年月日		
決裁年月日	平成24年月日	受信者	廃棄物リサイクル課 [Redacted] 廃棄物課 熱海市まちづくり課 [Redacted]
標 題	[Redacted] について		
用 件 ・ 処 理 (伺い) 概 要	<p>[Redacted] から話を聞いてほしいとの要望があったため、熱海市役所で開取り調査を行った。</p> <p>&lt; 概 要 &gt;</p> <p>[Redacted] は8月頃合併の予定があり、合併後、[Redacted] 氏は引退を考えているとのこと。</p> <p>このため、今まで [Redacted] が関与した日金の解体現場や、赤井谷残土処分場の修復作業で、[Redacted] の仕事 ([Redacted] の仕事だとの発言したうえで、撤去・修復作業については [Redacted] が行っていた作業) について、会社が合併し [Redacted] が引退した後に [Redacted] が責任を負わされないことがないよう、切り分けを行っておきたいと考え、話を聞いてほしいとの連絡があったものと思われた。</p> <p>また、債務が残っている取引先などに対し、違法性を指摘(資料を提出するよう役所から命令されている書類を示し)回収を有利に進めようという考えもあるようだった。</p> <p>行政が強制的に私 [Redacted] に資料を提供する指示を出すなら、積極的に応ずるとのことだった。</p>		

<県不法投棄対策班指示>

交渉事に役所の名前を使う意図が見えるが、日金の現場は、手を加えなければ、将来的にコンクリート塊が住宅地への落下し、住民が被害を受ける恐れがある。

債務回収に成功しても失敗しても、責任が私( )ではないと言うなら、その証拠書類はきちんとこちらに提出してほしい。約束は必ず守ってほしい。

<廃棄物課指示>

報告を求める書類を送るので、速やかに回答してほしい。

< 対応 >

18条報告の再送を検討する。

その他( )の発言等

\*廃棄物リサイクル課 ●廃棄物課 ○( )

●「( )の解体届を書いたのは( )さんでしょう。解体届けの写真を見たら、伊豆山に( )さんが乗ってきていた車と同じ種類の車が写っておりました」に対し  
○当初は( )でやることになっていたから(否定しなかった)

●「前回の18条報告で、( )さんに、「一切関係無い」と回答するようアドバイスしたのは( )さんでしょう」

○( )は、御殿場市伊豆山と書くような、文字が書けない奴だから、書き方を教えてやった。

●滅失届に( )の印を見つけたのですが、印鑑証明も添付されていた。解体を確認した会社名は( )となっていた。

○印鑑の偽造などは朝飯前の会社だから、( )のことを言っていたと思われる) しっかり印鑑証明と照合したか。しっかり確認しないとだまされる。

○廃棄物課は( )と話をしサインまでさせたのに、その後の話が一向に進んでいない。コンクリが落ちて怪我人でも出たら役所の責任も問われる。

●( )さんにも18条報告を出したが、まともな回答は戻ってこなかった。ヒアリングしたときも、1度目と2度目の答えが違っていた。

■さんが引退するとなると、後々日金の斜面を直してくれる人がいなくなる。

このままでは、コンクリ片が下の住宅に落ちて怪我人が出るかもしれない。

誰が責任者かをはっきりさせなければ、話は進まない。

今までの■さんたちの答えでは先に進めない。

○ 欲しい書類があれば、何でも言ってもらえれば出すつもりだ。

● ■さんが自分が責任者ではないと言うのなら、しっかりそれが解る書類を提出しなければ、■さんが引退した後、誰に日金の斜面を直せと言わなければならないかわからない。

■さんは、他との交渉に役所を出すかもしれないが、その成否に関わらず、必要な書類は全部出してほしい。これは、約束してほしい。

○ ■さんに頼まれ、重機の手配をしたが、一方的に仕事をキャンセルしたうえ、手配に使った金の支払いも無い。

役所が早く■さんに補修工事の命令を出して、法面の修復工事を<sup>し</sup>なないと、赤井谷が崩れたら、下流の住人に被害が及ぶ。そんなことになったら、役所の責任を問われる。

○ ■さんは■さんの話は済んだと言っているようだが、■のごみ処理はむちゃくちゃだった。ろくに分別もしていなかった。木造家屋解体から出た木の梁は、2mくらいにカットされて、一度、二ノ宮の現場に運ばれた。

最初は銭湯に渡して釜の燃料に使ってもらったつもりだったが、断られたようだ。

これは、二ノ宮の現場をやっていた(■ ■)が、コンパネと一緒に持ち帰ったようだ。

この業者は、梁を自分の作業場で野焼きして、役所に中止指示を受けたらしい。

中止を指示した役所の職員の名前は■と言っていた。

私は、工事の金も処理の金ももらっていないのだから、写真を探っておき、野焼きなどせずに、敷地内に保管しておくようアドバイスした。

現物を見れば、■の解体から出た梁かどうか解るので、近いうちに現場を見に行くつもりだ。

もう少し調べてみて、全部が解ったら教えてやる。

静岡の産廃が神奈川に流れたということで、一時期神奈川県警の刑事が調べに来た。

この刑事は今年(昨年だったか)の初めころ、転勤するからと挨拶に来た。

○ 日金の工事は人工出しとして受けた。人工だから役務費になる。一度■の会計に入れている。

○ 元請が下請けに工事代金を支払うのは普通だが、代金支払いは発注者ということもある。発注者が■で■が元請となった工事で4社の下請けから工事代金未払いで訴えられた。

裁判所は、支払いは■だという判決を出した。

は口では丁寧な口調で支払うというが、支払いほしないし担保にできる自社名義の土地も無いので、実際は裁判に勝ったという結果だけ残り、債権は回収できないこととなる。